

船舶事故調査報告書

平成25年11月14日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵男（部会長）
 委員 庄司 邦昭
 委員 根本 美奈

| | |
|--|---|
| 事故種類 | 乗組員負傷 |
| 発生日時 | 平成25年5月27日 08時25分ごろ |
| 発生場所 | 青森県東 ^{ひがしどおり} 通 ^{しつかり} 村尻 ^{しつかり} 労漁港南方沖 東通村所在の尻屋崎灯台から真方位188°9.750m付近 （概位 北緯41°20.6′ 東経141°26.8′） |
| 事故調査の経過 | 平成25年6月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | 漁船 第七 ^{ちやうえい} 長榮丸、19トン AM2-7039（漁船登録番号）、個人所有 22.24m (Lr) × 4.98m × 1.36m、軽合金 ディーゼル機関、569kW、平成15年10月6日 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 男性 46歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成7年3月17日 免許証交付日 平成22年2月10日 （平成27年3月16日まで有効） 甲板員A 男性 58歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年6月18日 免許証交付日 平成22年2月10日 （平成27年3月27日まで有効） |
| 死傷者等 | 重傷 1人（甲板員A） |
| 損傷 | なし |
| 事故の経過 | 本船は、船長、甲板員Aほか甲板員5人が乗り組み、尻労漁港南方沖に設置している小型定置網において、平成25年5月27日07時50分ごろから箱網の魚を金庫（網の一種）へ追い込む作業を開始した。 本船は、魚を金庫に追い込みながら、北方に移動し、金庫に着き、左舷側前部のキャプスタン（以下「1号キャプスタン」という。）及び左舷側操舵室横のキャプスタンで沖側及び陸側の巻きロープの巻揚げを開始した。 |

| | |
|-----------------------|---|
| | <p>船長は、1号キャプスタンの後部のドラムを使用して1番巻きロープの巻揚げを行い、甲板員Aは、1番巻きロープの先端に固定してある2番巻きロープの先端を取り、1号キャプスタンの前部のドラムに時計回りに4～5巻きして索端を舷外に垂らし、操作レバーを前方に倒して時計回りにドラムを回転させて巻揚げを開始した。</p> <p>甲板員Aは、2番の網の船首側に2～3匹のヤリイカが残っていたので、カギ竿^{さきお}を使用して3番の網に落とそうとしたものの、落ちなかったので、3番の網に落とすことを諦め、カギ竿を右舷船首部に置きに行き、左方を振り向きながら、1号キャプスタンの船首方に戻り、船尾を向いて無意識に右手で巻きロープをつかんだところ、08時25分ごろ巻きロープとドラムの間に右手の人差し指と中指が挟まれた。</p> <p>甲板員Aは、すぐに左手で操作レバーを中立にし、後方に倒してドラムを逆回転させ、右手の指を巻きロープとドラムの間から抜いた。</p> <p>船長は、本事故を漁業協同組合に連絡し、甲板員Aは、08時50分ごろ待機していた救急車に引き継がれ、病院まで搬送された。</p> <p>甲板員Aは、右手人差し指の第一関節から先を切除し、中指の縫合手術を受けた。</p> |
| <p>気象・海象</p> | <p>気象：天気 霧、風 なし、視程 約1km 海象：波 なし、潮候 下げ潮末期</p> |
| <p>その他の事項</p> | <p>小型定置網は、魚が入る箱網の北側に東西に8間（約12m）、南北に18間（約27m）の大きさの漁船に漁獲するための網である金庫が配置されていた。</p> <p>本船のキャプスタンは、前部、中央部、操舵室横及び船尾部の左舷側の4か所に設置してあり、各キャプスタンには、前部と後部に2個のドラムがあった。各ドラムの船体中央側に操作レバーがあり、垂直状態で中立、前に倒せば時計回り、後ろに倒せば反時計回りとなり、回転数毎分は42であった。</p> <p>漁獲の方法は、船が金庫に着けば、船はその位置にとどまり、沖側の環を通して連結された5本の巻きロープを1号キャプスタんで、陸側の環を通して連結された5本の巻きロープを操舵室横のキャプスタんでそれぞれ2個のドラムを交互に使用して巻揚げを行い、金庫の先端に魚を追い込めば、クレーンに取り付けた大型のたもですくい取っていた。</p> <p>甲板員Aは、30年以上定置網漁業に従事していた。</p> <p>巻きロープは、直径24mmの鉛入りの索であり、ドラムに4～5回巻いて舷外に垂らしておけば、鉛の重さにより、ロープがドラムから緩まらずに海に落ちていた。</p> |
| <p>分析 乗組員等の関与</p> | <p>あり</p> |

| | |
|---|--|
| <p>船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p> | <p>なし なし 本船は、尻労漁港南方沖において、小型定置網の水揚げ作業中、甲板員Aが、右舷船首部にカギ竿を置き、1号キャプスタンの前方に戻り、船尾を向いて無意識に右手で巻きロープをつかんだことから、回転しているドラムと巻きロープの間に右手の指が挟まれて負傷したものと考えられる。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本事故は、本船が、尻労漁港南方沖において、小型定置網の水揚げ作業中、甲板員Aが、右舷船首部にカギ竿を置き、1号キャプスタンの前方に戻り、船尾を向いて無意識に右手で巻きロープをつかんだため、回転しているドラムと巻きロープの間に右手の指が挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p> |
| <p>参考</p> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャプスタンのドラムに巻きロープを巻く際には、不用意に指先をドラムに接近させないこと。 |